

2025年10月21日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
株主 中 谷 宅 雄

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、東京地方裁判所による2025年9月10日付け株主総会招集許可決定（令和7年（ヒ）第558号）に基づき、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）の臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会は、中谷宅雄が招集を請求し開催するものです。その目的事項である議案は、全て株主提案であります。各議案の内容は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、同封の返信用封筒にて、2025年11月4日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月5日（水曜日）午後1時
（本臨時株主総会は、上記株主が招集し開催されるため、前回の定時株主総会の開催時刻とは異なります。お間違いないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目6番8号
コルマ京橋ビル4階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役庵下伸一郎解任の件
 - 第2号議案 取締役チンユウヤオ解任の件
 - 第3号議案 取締役石崎謙二解任の件

- 第4号議案** 監査等委員である取締役吉原慎一解任の件
第5号議案 監査等委員である取締役四倉佐知夫解任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第7号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

代理人は、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。当日、代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面（委任状）と、②代理権を証明する方法として委任者である株主様の議決権行使書用紙の原本を、同封の返信用封筒にて、2025年11月4日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご提出ください。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社臨時株主総会に関するウェブサイト（<https://sites.google.com/view/rinkabu>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

1 第1号議案から第3号議案

取締役庵下伸一郎、取締役チンユウヤオ及び取締役石崎謙二解任の件

(議案の要領)

第1号議案は、取締役庵下伸一郎氏を当社取締役から解任すること、第2号議案は、取締役チンユウヤオ氏を当社取締役から解任すること、第3号議案は、取締役石崎謙二氏を当社取締役から解任することです。

(提案の理由)

2025年5月15日公表の当社決算短信(2025年3月期)において、当社2025年3月期の連結経営成績は、営業利益がマイナス96百万円、経常利益がマイナス92百万円、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナス79百万円と、赤字経営が継続しております。当社の事業上の強みは、創業以来培われてきた多数の建築家とのネットワークに存するというべきであり、このネットワーク構築を一身に担ってきた丸山雄平取締役を除いた現取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、当社の経営から離れていただき、人事の刷新を図ることで、業績回復を図るものであります。

したがって、今般、議案の要領に記載の各氏の解任をお願いするものであります。

2 第4号議案及び第5号議案

監査等委員である取締役吉原慎一及び監査等委員である取締役四倉佐知夫解任の件

(議案の要領)

第4号議案は、監査等委員である取締役吉原慎一氏を当社取締役から解任すること、第5号議案は、監査等委員である取締役四倉佐知夫氏を当社取締役から解任することです。

(提案の理由)

第1号議案から第3号議案に記載のとおり、当社の赤字経営が継続する中で、現監査等委員である取締役2名が監査等委員でない取締役の職務の執行の監査・監督を適切に行ってきたとは認め難く、監査等委員として適任であると認められないことから、監査等委員でない取締役の人事刷新とあわせて、当社における職務執行の監査・監督体制の見直しと充実を期するものであります。

したがって、今般、議案の要領に記載の各氏の解任をお願いするものであります。

3 第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

（議案の要領・提案の理由）

第1号議案「取締役庵下伸一郎解任の件」、第2号議案「取締役チンユウヤオ解任の件」及び第3号議案「取締役石崎謙二解任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数が法定の員数（会社法第331条第5項）を下回ることとなります。つきましては、取締役3名（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
1	かわ い ひろ し *川 井 博 司 (1972年4月18日)	1994年9月 マサチューセッツ工科大学 卒業 コンピュータサイエンス専攻 1994年10月 株式会社スクウェア 入社 パラサイト・イブ、ファイナルファンタジーIX メインプログラマー 2001年1月 マイクロソフトプロダクトデベロップメントリミテッド入社 Xbox 事業部制作統括部 魔牙霊プロデューサー 2005年4月 株式会社フィールプラス 入社 ロストオデッセイ開発 2006年11月 株式会社アーヴァイン・システムズ 入社 ウェブエンジニア 2010年11月 株式会社イン・コントロール 設立 代表取締役（現任）	0株
【取締役候補者とした理由】 川井博司氏は、当社創業時より当社を支援してきた株主である株式会社イン・コントロールの代表取締役であります。また、株式会社イン・コントロールは、ASJ建築家ネットワーク事業に不可欠なシステムの開発を長年当社より請け負っていたことから、川井博司氏は当社の事業内容にも精通しております。同氏には、かかる知見と経験を活かして当社の業績回復を担っていただくことを期待し、取締役候補者としたものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	ベ ー あ *ベ ー ア ・ で い み と り ー デ ィ ミ ト リ ー ・ ふ い り っ ぶ フ ィ リ ッ プ (1979年10月5日)	2001年7月 プライスウォーターハウスクー パース 入社 シニアアソシエ イト 2002年9月 リーマン・ブラザーズ・イン ターナショナル 入社 アソシ エイト 2005年7月 UBS AG 入社 投資銀行アソシ エイト 2010年1月 サピндаグループ 入社 グ ループ CFO 代理 2019年9月 UBS スイス 入社 エグゼク ティブ・ディレクター 2022年3月 個人投資家	2,421,747株
	【取締役候補者とした理由】 ベーア・ディミトリー・フィリップ氏は、当社の筆頭株主兼主要株主であり、 また外資系金融機関等での勤務経験により得られた豊富な知識及び経験を当社経 営に活用できることが期待できるほか、海外の企業・団体等との各種ネットワー クを活用して、ASJ建築家ネットワーク事業の海外展開を促進することを期待し、 取締役候補者としたものであります。		
3	お づ ち え ん み ん *小 津 晨 鳴 (1988年10月20日)	2014年10月 楽天株式会社 戦略アナリスト 2018年6月 株式会社メルカリ グロースプ ロダクトマネージャー 2019年7月 合同会社DMM.com グループマ ネージャー 2020年12月 Tabist株式会社 シニアプロダ クトマネージャー 2022年11月 トレージャーデータ株式会社 リードプロダクトマネージャー 2024年7月 サイバーリーズン・ジャパン株 式会社 シニアプロダクトマ ネージャー	0株
	【取締役候補者とした理由】 小津晨鳴氏は、ウェブ・マーケティングの経験値ならびにITリテラシーを活か して当社が開発を進めてきたPROTO BANK事業（注文住宅業界初のプレタポルテ住 宅）のマーケティング展開と当社の主軸である高額層向け注文住宅の再構築に最 適な人材であるため、取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 川井博司氏は、株式会社イン・コントロール代表取締役を兼務し、当社は同社との間に請負等の取引があります。
- なお、その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該保険契約は、2025年10月8日以降の当社取締役及び子会社の取締役を被保険者としており、保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失等に起因する損害賠償請求については、上記保険契約により補填されません。

4 第7号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

(議案の要領・提案の理由)

第4号議案「監査等委員である取締役吉原慎一解任の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役四倉佐知夫解任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数が法定の員数（会社法第331条第6項）を下回ることとなります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	おお いし ひで き *大 石 英 樹 (1963年4月11日)	1991年8月 朝日親和会計社（現あずさ監査法人）入社 1994年3月 公認会計士登録 2001年2月 朝日親和会計社（現あずさ監査法人）退社 2001年2月 大石公認会計士事務所開設 2001年2月 株式会社サイベック代表取締役就任（～2007年7月まで） 2001年4月 株式会社セイクレスト監査役就任（～2011年3月まで） 2001年8月 税理士登録 2002年9月 ワールド・ロジ株式会社監査役就任（～2007年1月まで） 2007年7月 かいせい税理士法人代表就任（現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大石英樹氏は、公認会計士及び税理士としての会計税務に関する深い見識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な監査・監督を実施していただけると期待し、社外取締役として、監査等委員である取締役の候補者としたものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	し みず ひで ゆき * 清 水 秀 幸 (1960年2月10日)	1984年4月 第一証券株式会社（現三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式 会社）入社 1998年5月 UBS証券株式会社入社 1999年3月 NED入社 1999年3月 安田企業投資株式会社入社 2016年6月 フューチャーベンチャーキャピ タル株式会社入社 2016年12月 ポッピングゲームズジャパン株式 会社 監査役就任 2023年2月 ポッピングゲームズジャパン株式 会社 顧問就任（現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 清水秀幸氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業実務者としての豊富な経験と見識及び監査役としての実務経験を有しており、これらを活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監査・監督を実施していただけると期待し、社外取締役として、監査等委員である取締役の候補者としたものであります。			

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大石英樹氏及び清水秀幸氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該保険契約は、2025年10月8日以降の当社取締役及び子会社の取締役を被保険者としており、保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失等に起因する損害賠償請求については、上記保険契約により補填されません。
6. 大石英樹氏及び清水秀幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認可決され、選任された場合は、両氏を独立役員として届け出る予定であります。

<議案に対する当社取締役会の意見>

請求株主より、当社取締役に対して議案を通知したところ、当社取締役会から、次のとおり、議案に対する意見を受領しております。

中谷氏の提案した議題に対する当社の意見

1 当社の見解として

当社としては本件議題にはいずれも反対であります。

解任理由には合理性がなく、新任候補者の経営方針や適格性が不透明であり、さらに、重大な不祥事が指摘される人物を経営に残そうとするもので、株主共同の利益を害することは明らかであると判断します。

2 解任事由が不合理であること

まず、株主提案にかかる取締役の解任理由は、単に業績が赤字であったことと、前回の定時総会の基準日後に株主構成が変わったことを理由としておりますが、全く合理的ではありません。

確かに当社の業績は6期連続赤字ですが、2023年9月に代表取締役が交代後の方が赤字の改善は顕著です。また、昨年度の特別損失の原因であった訴訟損失引当金61,590千円については、高裁での逆転勝訴により全額組み戻しとなっております。基幹システムAPOSのソフトウェア仮勘定22,800千円の全額減損処理についても、インコントロール社（代表取締役川井博司氏）との取引を見直すことで改善を図る見通しでした。

本件議題では、旧代表取締役の解任を求めず、逆に改善に取り組んできた現経営陣の大半を解任対象としています。これは論理的に矛盾しています。

四倉取締役にいたっては、就任したばかりであります。

3 新任取締役候補に関する不透明性

また、新任の取締役については、中谷氏を通じて面談を求め、経営方針の開示を求めましたが拒否をされており、新経営陣の経営方針も全く明らかにされませんでした。株主の皆様に対して情報提供を行うために取締役の適性を判断することを目的とした面談を拒否すること自体、株式上場企業の取締役としての適性を欠くものと判断せざるを得ません。

よって、株主提案の議案は当社の今後の事業活動につき、一切不明の状態であり、当社としては受け入れられるものではありません。

当社の現経営陣は、当社中期経営計画、それに伴う事業計画及び成長可能性に関する事項（これは東京証券取引所グロース市場企業にその開示を課せられているものです）を策定し、その計画に沿って事業活動に取り組み、成果を上げてきました。

新任取締役候補は、その中期経営計画と比較可能な事業計画を株主の方々にお示しし、その是非を問う必要があると考えますが、一切情報提供がされませんでした。本件議題により解任対象とされていない役員の一人は、他の候補者と全く接触がないため、その後の会社の経営をどのようにする意向が分からず、困惑している状況です。

特に、インコントロール社については、高額な発注が継続され、監査法人の指摘によりソフトウェア仮勘定を毎年全額減損処理していたことから、当社が同社に対する発注を絞った経緯がございます。そのインコントロール社の川井氏を取締役として選任することは、重大な利益相反リスクが伴うものですが、この点の質問に対しても一切の合理的な回答はありませんでした。

当社は中谷氏からの臨時株主総会開催請求につき、少数株主の権利を尊重する観点から、その開催について真摯に取り組むことを前提に対応して参りましたが、解任事由に合理的な説明がないばかりか、株主の皆様が選択する場合の情報すら開示を拒否され、かかる株主提案は、株主の共同の利益に反すると判断し、開催を一旦延期することとした次第です。

4 元代表取締役の不祥事リスク

さらに重大なのは、本件議題により実際に経営を担うことになると見込まれる人物について、当社調査委員会が、中間報告書において、同人物の経費の流用について、特別背任に該当する行為や善管注意義務違反を認定している点です。さらに、赤字が続いている当社の売上規模・収益状況に比して明らかに過大な取引に関する内示書を取締役会の承認や稟議手続すら経ないで提示したことについて、重大なコンプライアンス違反があり、同人には取締役解任事由があると結論づけている点です。さらに、今回の調査対象以外にも約350件、総額400万円を超える虚偽申告による資金の詐取が判明し、継続的な調査を行うこととなっております。

このような人物を経営陣に残すことは、会社の信頼と株主価値を著しく毀損するものであり、全く受け入れがたいものです。